

令和8年3月市議会定例会追加提出議案その2

八 尾 市

議案第32号

八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正の件

八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）及び八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年八尾市条例第45号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年3月27日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正等に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制基準及び職員の配置基準を改める等につき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第3項中「35人」を「30人」に改める。

第9条第1項及び第3項の表備考1中「指導保育教諭」を「指導保育教諭、主務保育教諭」に改め、同条第6項第2号中「養護教諭」を「主務養護教諭、養護教諭」に改める。

(八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年八尾市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「35人」を「30人」に改める。

附則第3項中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の園児数又は子どもの数については、第1条による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第8条第2項及び第3項の規定並びに第2条による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第2項及び第3項

の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

令和 8 年 3 月市議会定例会追加提出議案その 2  
令和 8 年 3 月発行（R 7 - 224）  
八尾市総務部政策法務課